

計 五ヶ所 一五港二六隊及豫備隊 四隊 二〇〇隻

備考

他に雜用船艇を含む

極秘

九月十六日附「マ」元節

總理府書簡（假譯）

リウボウ

雜 考

九月三日附書翰に之と一緒に提出された警察制度改組計畫を私は慎重に研索した。書下の言はれる二つの異つた思想の間に適當な妥協案を見出すことの困難なることは私の充分諒解する處である。右妥協案なるものは日本に於ける治安維持の必須要件を有効且充分に満たすものであると同時に地方に於て日本國民が誓約せる人間の自由の理想を實現するものであつてはならず、且又日本憲法の前文に「そもそもその政は國民の勝野な信託によるものであつて、その権限は國民に由來しその福利は國民が之を享受する」と最も適切に記されてゐる、その民主的社會にこそ不可欠な基本原則を侵害せざる處の妥協案でなければならぬ。專断の實情から見ても地方「Naval bases」に於ける治安を維持する爲には國家地方警察の設備を必要とし、且各地方政府に「する警察が充分に規模し得ない非専断に組織する爲、中央政府が使用し得る國家地方警察を設

置する必要があるとの提案に對しては私は全心的に贊成であり、又斯かる國家地方警察を設ける爲に公債の發行力の限度を一二千万名に引上げたいとの書下の提案に對しては私は全心的に之を承認する、併し乍ら現在の警察力の地方委託を遷延せしめると云ふ者へ方若は其の必要性に付いては之を認め難く不賛成である。蓋し警察力を現在の中央集權的形態に於て濫用することは新憲法の精神及び意圖と全く相容れないものであり民主的發展に對し害をなすものと思はざるが故である。

一般大衆の統制 (Popular Control) 外に立つ行政長官を長とする權力が中央集權化された警察官制を設けし、之を維持することは、日本の封建的過去に於てさうであつた如く近代立憲主義的獨裁制の萌芽なる特徴である、戰前十ヶ年間に於ける日本の軍即の最も強大なる武装は中央政府が都道府縣廳をも含めて、行使した思想警察及び憲兵隊に對する獨裁的な權力である、此等の手段を通じて、軍は政治的スパイ網を張り言論、集會の自由更に思想の自由を弾壓し、而して非道の壓制に依つて個人

人の自由を踏躓せしめるに至るのである、日本は斯くて全く警察國家であつた

此の状態を認察すればこそ警察制度は之を改組して陛下が其の書翰に即陳に述べられた如き一過去に於ける國家權力に依る警察力濫用の根本的是正をなさねばならないのである、之の目的を達する爲には中央集權的統制に不可分に對峙する警察國家的可能性は最も注意して之を避けなければならぬ、斯方たるを認察するを問はず反民主的分子が人民の自由を、警察力口の網の中に墮落せしめる様な事態を再び可能ならしめ工はならぬ。

以上の根本目的は憲法に盛り込まれた地方自治の原則に則つて警察制度を完全に地方分制することになつて最も良く維持することが出来る、各都市及町は其の警察區域の治安維持の責任を任せてあり之が爲めには中央政府より獨立した其自身の地方警察を有し其の長は警視市長又は市長が市會又は町會の議決を経て任命する三人の委員より成る警察會に依

り任免され、一定年数の在職期間を有するものとする。都道府県に於ては方と同様に任命された委員を設置すべきであり、此の委員会は當該都道府県の区域内にある國家地方警察に對し指揮權 (operational control) を行使する。但し中央政府は其の所在如何を問はず斯かる國家地方警察に對する行政的權限 (administrative authority) を保有するものとする。斯かる日本警察制度の改革は日本政府の機構改革の一様方式に合致するものであり、警察官及び警察制度を政府機構の適當なる段階に於て人民の機關として組入れんとするものである。之が爲適當なる法規を作成して直ちに以上の方向に向つて措置を講ずべきである。

中央政府は地方財政が自ら賄ふことが出来る時期迄必要なる經費を配分すべきである。中央政府が本經費の分與をなす必要がある間は各地方 (localities) に於ける警察力は現在の人員に對付すべきである。併し地方が財政的負擔を賄ふこととなつた後は各都府県及び町に於ける必

要數を決定する責任は、地方の必要に應じ各都市及び町がこれを有する。右に伴つて必要なる法律は勿論議會の今會期中に之を制定すべきである。熱意を以て遂行するならば、本計畫の完成は右法律成立後九十日以内に完成し得るものと私は信ずる。

中央に於ける適當なる機關としては内閣に直屬する公安委員會を設け其の委員には「キャリアー」の警察官又は官中たらざりし五名の委員を以て構成すべきものと信ずる。右委員は總理大臣が議會の同意を得て任命し一定年数の在職期間を有するものとする。

中央集權的に統制された國家警察網が、再び形を變へて現出することを防止する爲に國家地方警察と地方警察との間には何等の指揮命令關係を設くべきでない。併し、全般の能率向上の爲及び相互の援助連絡並に調整を俾ならしめる爲に、技術的の通信關係 (technical communication) は勿論許さるべきである。併し乍ら、國家的非常事態に際しては、都道府県又は地方警察事項に關し、中央政府が一時的に

に際しては、都道府県又は地方警察事項に關し、中央政府が一時的に

關涉する道は開かるべきである。斯かる際に於ては、國家公安委員會の勸告に基き總理大臣は國家地方警察の都道府縣部隊に對し、指揮權を行使することができる。但し、右の措置は二十日以内に議會の批准を要する。斯くすることに依り、中央政府の獨斷的警察關涉に對し、都道府縣警察の權限を擁護し得ると同時に國家利益に對し充分なる保護を與へ得るであろう。

過去に於て、日本警察制度の變つた一つの面は警察官が犯罪調査又は犯人の逮捕若は公安の維持に關係なき幾多の行政的機能をも司つたことである。斯かる行政的機能は凡て當該事項を管轄する特定の行政省（*Ministry*）の非警察的代表者が之を行ふべきであり、又地方公共團體に分科委讓を適當とする時は「地方公共團體は其の財産を管理し、事務を處理し、及び行政を執行する機能を有する」と規定した舊法の條章に從つて地方公共團體に委讓すべきである。

連合軍總司令部 G I 2 民間情報部公安課
一九四七年九月三十日附號 (A P O 五〇〇)

日本警察の改組に伴う日本政府官吏の態度の決定
に關する件

一、總論

a、原則

(1) 一九四七年四月十六日日本法律第六十七號地方自治法の規定に依り、眞の地方自治を確立すること。

(2) 適當な國內治安維持（警察）力を保持すること。

b、降伏後の基本的政策のうちにある禁止事項

(1) 日本は陸海軍又は民兵をもちえない。

(2) 日本は憲兵隊をもちえない。

(3) 日本は適當な警察力を持ちうる。

○、決定し國內治安の維持と兩立しうる最大限の地方的管理の中層をえた方法